

第4章 コロナ禍における板橋区の生活困窮者自立支援制度

－自立相談支援事業、住居確保給付金支給、家計改善支援事業を中心に－¹

1 はじめに

本章は、生活困窮者自立支援制度をとりあげる。板橋区の生活困窮者自立支援制度に関しては、板橋区監査委員事務局による行政監査結果報告書「生活困窮者自立支援事業について」がある。この報告書から、2018年度までの生活困窮者自立支援制度の状況を把握することができる。本章ではその後の推移を、新型コロナウイルス感染症拡大と絡めてたどっていきたい。

2 生活困窮者自立支援制度について

生活困窮者自立支援制度は、2013年12月に成立した生活困窮者自立支援法に基づき、2015年4月から実施されている。社会保障の第1のセーフティネットである年金や雇用保険などの社会保険制度と、第3で最後のセーフティネットである生活保護制度の間に、第2のセーフティネットの仕組みとして設けられたものが生活困窮者自立支援制度である。

生活困窮者自立支援制度では2018年の改正により、生活困窮者を「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により」現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者とし、生活保護の対象になる前、最低限度の生活水準以下になる前段階の生活困窮に至る背景を幅広くとらえて自立促進を図ることを目的としている。

生活困窮者自立支援制度には、実施主体である板橋区が実施を義務付けられている必須事業（自立相談支援事業、住居確保給付金支給）と、実施の判断が委ねられている任意事業（就労準備支援事業、家計改善支援事業、一時生活支援事業、子どもの学習・生活支援事業）がある。板橋区は任意事業の4事業すべてを実施している。参考までに、任意事業について全国の自治体の2020年度の実施状況を示しておく、就労準備支援事業は60%、家計改善支援事業は62%、一時生活支援事業は34%、子どもの学習・生活支援事業は64%である。

3 生活困窮者自立支援制度による事業と関連制度の実施状況

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、生活困窮者自立支援制度の対象者は変化している。以下では自立相談支援事業、住居確保給付金支給、家計改善支援事業をとりあげる。

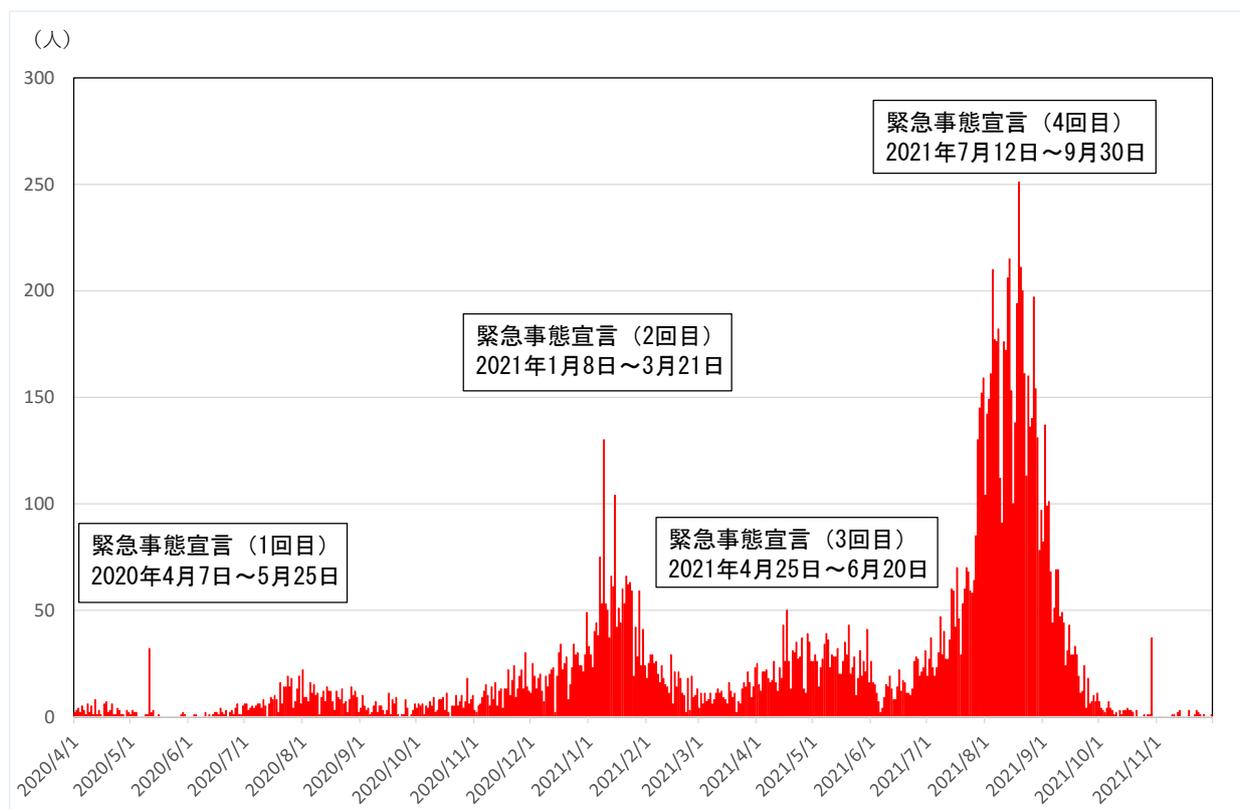
¹ 図表の出典に記載がないものは、板橋区から提供を受けた資料をもとに作成した。

板橋区では、これらの事業の相談窓口として、「いたばし生活仕事サポートセンター」（NPO 法人ワーカーズコープに委託）を 2015 年に開設している。生活困窮者自立支援の実施状況結果に先立ち、板橋区の新型コロナウイルス感染者数と、最後のセーフティネットである生活保護の受給者数をまず確認しておきたい。

(1) 新型コロナウイルス感染症新規感染者数の推移

図表 1 は板橋区の新規感染者数を示したものである。東京都で 1 回目の緊急事態宣言が発出された 2020 年 4 月 7 日から 5 月 25 日の期間は、感染拡大防止のために外出自粛、学校の臨時休業だけでなく、経済活動が抑制され、飲食店の休業・時短要請など人と人との接触を減らす対策が行われたことから、休業者や離職者が急増した。緊急事態宣言はその後、2 回目が 2021 年 1 月 8 日から 3 月 21 日、3 回目が 4 月 25 日から 6 月 20 日、4 回目が 7 月 12 日から 9 月 30 日に出されたが、1 回目よりも行動制限は緩和された。しかし、非正規雇用を中心に就業者数の減少が続いた。

図表 1 新型コロナウイルス感染症新規感染者数の推移

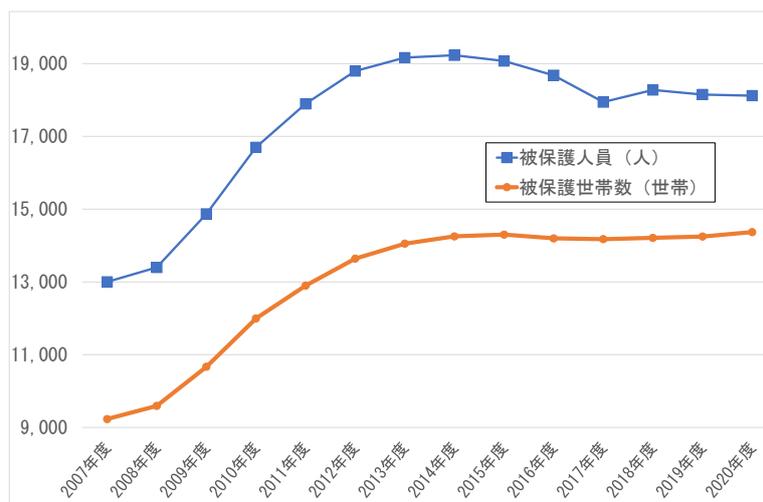


(2)生活保護受給者数の推移

本章でとりあげる生活困窮者自立支援制度が制定される以前の 2008 年に発生したリーマンショック、世界金融危機により、最後のセーフティネットである生活保護受給者は大幅に増加した。それではコロナ禍では増加したのであろうか。

板橋区の被保護世帯数と被保護人員を年度別(2020 年度まで)にみた図表 2 にあるように、リーマンショック後のような大幅な増加はみられない。2018 年度以降(2021 年 12 月まで)を月別にみると(図表には示していない)、板橋区の被保護世帯数は 14,100 から 14,400 世帯の間で推移しているが、2019 年度以降は増加傾向にあり、2020 年 2 月から 7 月にかけては継続的に増加している。また、2020 年度以降の被保護世帯数を 2019 年度同月のそれと比べると、どの月もコロナ前よりも受給世帯数が増加している。感染拡大により大幅な増加とはなっていないが、被保護世帯数は確実に増加しているといえるであろう。

図表 2 生活保護被保護世帯数・被保護人員の推移

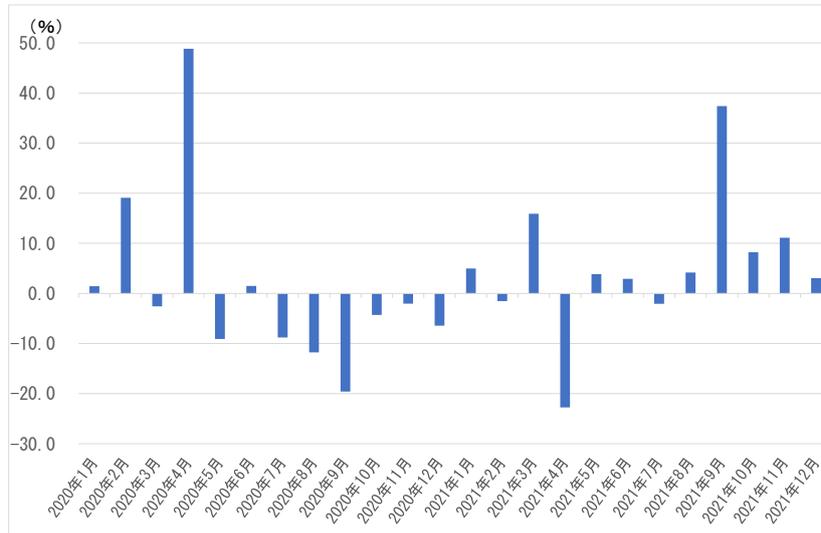


生活保護の申請件数について対前年同月伸び率を示した図表 3 をみると、2020 年 4 月に大きく伸びた後は、2021 年 2 月までマイナスの月が多かったが、3 月以降は前年に急増した 4 月を除き、ほぼプラスになっている。感染拡大 2 年目の 2021 年度は、感染拡大 1 年目とは異なり申請件数が増加傾向にあることがわかる。

2020 年度の申請件数が急増せず伸びが抑えられている背景には、経済対策として、①10 万円/人の特別定額給付金(2020 年 4 月 20 日閣議決定後、板橋区では 5 月 21 日にオンライン申請・早期特別申請の支払開始、6 月 18 日に郵送申請の支払開始)支給や、②子育て世帯への臨時特別給付金支給(2020 年 4 月分児童手当の本則給付対象者に対し 1 万円/人)、③ひとり親世帯に対する臨時特別給付金支給(2020 年 6 月分児童扶養手当支給対象者などに対し 5 万円/世帯、第 2 子以降 3 万円/人)、これに加え、これからみていく第 2 のセーフティネットで

ある自立相談支援事業と住居確保給付金支給（要件緩和）、緊急小口資金や総合支援資金の貸付（特例措置）が行われるなど、生活保護に至る前の施策の適用が拡大した影響もあると考えられる。

図表 3 生活保護申請件数（対前年同月伸び率）

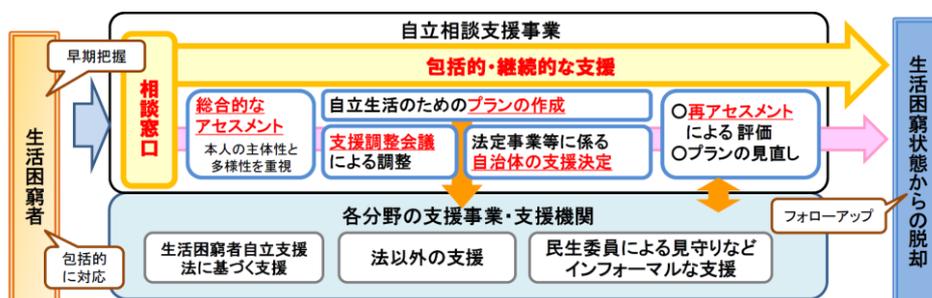


(3) 自立相談支援事業の実施状況

以下では生活困窮者自立支援制度をみていく。まず、生活困窮者自立支援制度の中心的な役割を果たしている自立相談支援事業をとりあげる。

先にも述べたように、生活困窮者自立支援制度では生活困窮者を、経済的困窮のみならず、社会的孤立、健康状態の悪化、家族の問題など複合的な課題を抱えている人と幅広くとらえている。生活困窮者を早期に把握し、図表 4 にあるように、生活困窮者の個別的・包括的な相談支援をするとともに、関係機関と連携しながら一人ひとりの状況に応じて計画的・一体的・継続的な支援が行われる。

図表 4 自立相談支援事業



出典：厚生労働省資料

図表 5 自立相談支援事業の実績

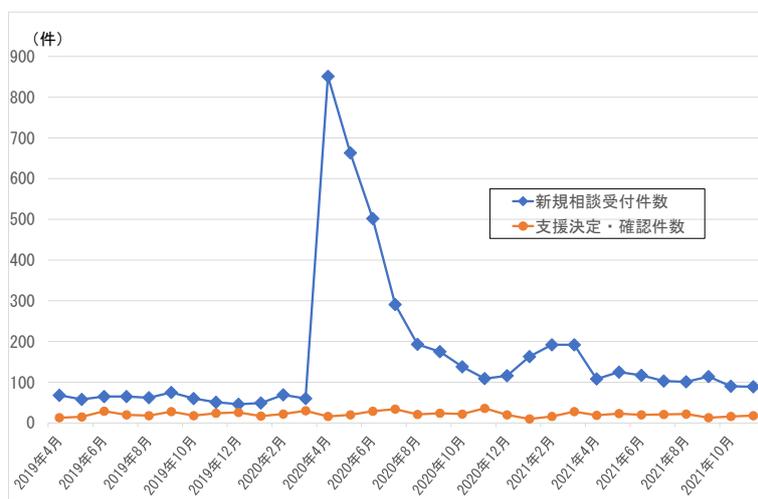
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度 (4月～11月)
新規相談受付件数（本人特定のみ（本人同意なしを含む））	799	728	3,585	848
支援決定・確認件数	230	260	276	154
プラン策定前支援終了件数	519	438	2,317	541
うち 情報提供のみで終了	410	330	2,209	494
うち 他機関へのつなぎで終了	102	104	107	47
うち スクリーニング判断前に中断・終了	7	4	1	0
評価実施件数（再プランを含む）	281	230	177	177
評価結果（％）：終結	75.4	69.1	71.8	81.4
評価結果（％）：再プランして継続	24.6	30.9	28.2	18.6
評価結果（％）：中断	0.0	0.0	0.0	0.0

① 自立相談支援事業の実績

自立相談支援事業の新規相談受付件数、支援決定・確認件数を示した図表 5 をみると、「新規相談受付件数（本人特定のみ（本人同意なしを含む））」は、2019 年度の 728 件が 2020 年度には 3,585 件と 5 倍になっている。しかし、「支援決定・確認件数」はそのような増加はみられず、2019 年度は 260 件、2020 年度は 276 件で大きな差はみられない。これは、2020 年度におけるプラン策定前支援終了件数が多いためで、このうちの「他機関へのつなぎで終了」は 2019 年度との差はみられないが、「情報提供のみで終了」が多くなったことによるものである。コロナ禍で給付や貸付に関する情報を必要とする人が多く、相談件数が増加したと推測される。この「新規相談受付件数」と「支援決定・確認件数」を月別にもみておくと（図表 6）、受付件数は 2020 年 4 月が最も多く、4 月から 6 月で 2,000 件を超えている。

支援期間終了によるプラン評価の結果をみると（図表 5）、評価実施件数はコロナ前の 2019 年度に比べて 2020 年度の件数は少なくなっているが、支援終結、支援継続の割合に大きな変化はみられず、2019 年度、2020 年度ともそれぞれ 7 割、3 割となっている。2021 年度（ただしデータが得られた 4 月から 11 月のみ）は支援終結の割合が 8 割と高くなっている。

図表 6 自立相談支援事業の実績（月別）



②相談内容

相談内容の推移をみると（図表7）、「家賃やローンの支払いのこと」「住まいについて」といった居住に関連する項目の件数が2020年度に大幅に増加している。「家賃やローンの支払いのこと」の増加が特に顕著で、新型コロナウイルス発生前に多かった「収入・生活費のこと」や「仕事探し、就職について」よりも多くなっている。2020年度の「家賃やローンの支払いのこと」の件数は2019年度の12倍になり、2020年度の合計件数の半数以上（55.3%）を占めている（月別にみると2020年3月は全体の15.5%であったが4月は41.1%、5月は74.1%、6月は67.6%、7月は59.5%、8月は53.4%となっている）。

図表7 相談内容（複数回答）

	2019年度			2020年度			2021年度*		
	件数	%	順位*	件数	%	順位*	件数	%	順位*
病気や健康、障がいのこと	199	9.2	⑤	89	1.6	⑤	106	5.9	⑤
住まいについて	304	14.1	③	782	14.4	③	286	15.8	③
収入・生活費のこと	449	20.8	①	823	15.1	②	398	22.0	②
家賃やローンの支払いのこと	243	11.3	④	3,010	55.3	①	460	25.4	①
税金や公共料金等の支払について	80	3.7	⑥	79	1.5	⑥	86	4.8	⑥
債務について	61	2.8	⑦	43	0.8	⑧	52	2.9	⑦
仕事探し、就職について	370	17.1	②	374	6.9	④	217	12.0	④
仕事上の不安やトラブル	46	2.1		32	0.6		40	2.2	
地域との関係について	7	0.3		5	0.1		3	0.2	
家族との関係について	60	2.8	⑧	30	0.6		27	1.5	
子育てのこと	9	0.4		7	0.1		6	0.3	
介護のこと	16	0.7		14	0.3		7	0.4	
ひきこもり・不登校	48	2.2		18	0.3		17	0.9	
DV・虐待	11	0.5		10	0.2		5	0.3	
食べるものがない	37	1.7		52	1.0	⑦	51	2.8	⑧
その他	219	10.1		74	1.4		47	2.6	
合計	2,159			5,442			1,808		

*順位は「その他」を除き、第1位から第8位までを示している。
2021年度は11月までの件数である。

2021年度のデータが4月～11月であることから、この期間（月）に限定して、2019年から2021年についてさらにみていくと、以下の傾向がみられる。

(a) コロナにより増加したもの（2020年・21年ともに2019年よりも増加しているもの）

：「住まいについて」「収入・生活費のこと」「家賃やローンの支払いのこと」「食べるものがない」

このうち「食べるものがない」については、コロナ禍に増加し、現在もさらに増えている。件数は少ないため留意する必要はあるが月別にみると、2021年9月、2020年5月、2021年2月、2021年8月、2021年6月が高めに出ており、緊急事態宣言の期間中に件数が多

くなる傾向もみられる。「住まいについて」はコロナの影響により件数が増加しているが、この項目はコロナ以前からも常に上位にあり（図表 7）、経済面・就労面に加えて住まいに関するニーズは平時から高く、住まいへの支援強化が求められる。

(b) コロナ禍 1 年目には増加しなかったが 2 年目の 2021 年になって増加しているもの：「税金や公共料金等の支払について」「債務について」「仕事上の不安やトラブル」 家計の中でも自由にならない支出に関連する相談が 2021 年になって増加するという特徴がみられる。また「債務について」は、相談件数はまだ少ないが、月別にたどると増加しており、今後も上昇していくと考えられる。

(4) 住居確保給付金

リーマンショックや金融危機を契機に、離職により住宅を失ったり住宅を失うおそれのある人を対象とした住宅手当緊急特別措置事業が開始した。その後 2014 年まで行われた住宅支援給付事業を発展させて制度化したものが住居確保給付金支給である。離職や廃業により家賃を払えなくなり住居を失うおそれがある生活困窮者に対して、原則 3 か月（最大 9 か月）、生活保護の住宅扶助費相当額を上限とした家賃相当額が自治体から家主に支給されるもので、ハローワークに登録して継続的に求職活動を行うことが課せられている。就労機会確保のためには安定した住まいが必要であるという視点で行われていることから就労支援の側面もある。生活困窮者自立支援制度の中ではこの住居確保給付金支給だけが現金給付で行われている。収入や資産要件があり、たとえば 2 人世帯の場合、板橋区では、世帯収入月額が基準額（130,000 円）と家賃（64,000 円が上限）の合計額を超えていない人、預貯金合計額が 780,000 円を超えていない人が対象となる。

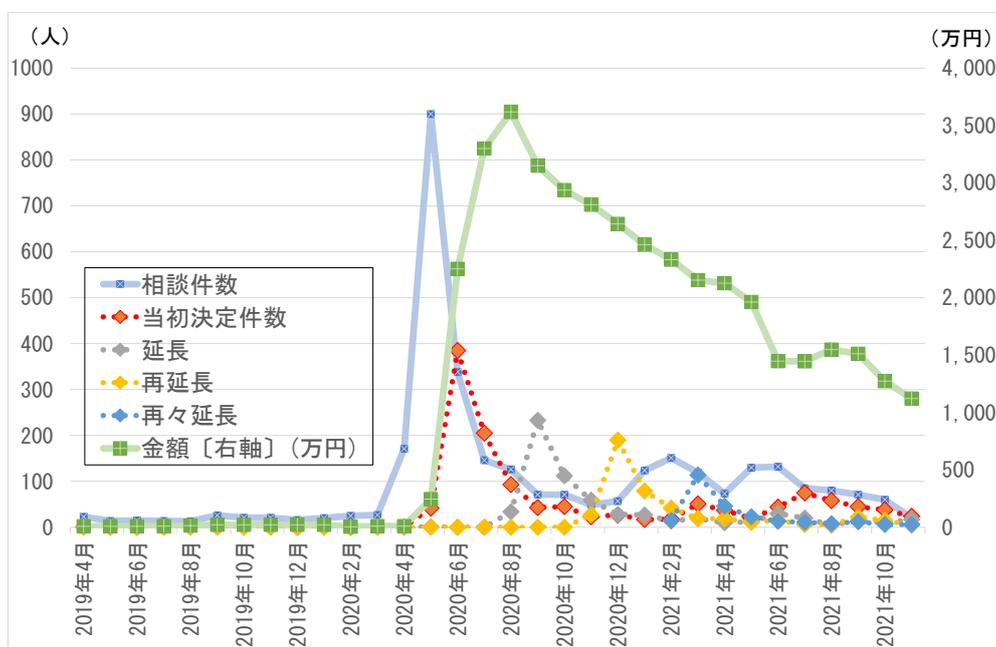
新型コロナ感染拡大をうけ、2020 年 4 月からは、休業等による減収で離職や廃業と同程度になった人も支給可能となり、求職活動要件も緩和されている。さらに 2021 年 1 月からは支給期間が最大 12 か月と延長されたが、この場合は、支給期間の延長部分についてはハローワークでの求職活動が必要とされている。

住居確保給付金相談件数をみると（図表 8）、1 回目から 3 回目の緊急事態宣言期間中に増加しており、とくに 1 回目の緊急事態宣言に伴う休業要請により 2020 年 5 月は前年同月比で 64 倍にもなり、この 1 か月だけで前年度 1 年間の 3.8 倍となっている。支給決定（当初）件数は 2020 年 6 月が最も多く、この 1 か月だけで前年度 1 年間の 35.0 倍となっている。2020 年度の相談件数、支給決定（当初）件数は、それぞれ 2019 年度の 9.9 倍、86.4 倍と大幅な伸びとなっている。

2019年度の受給者は3か月以内に給付金の支給が終結していたが、2020年度の受給者は6月にみられた山が3か月後（延長）、6か月後（再延長）、9か月後（再々延長）にもみられる。延長件数は6月支給者（当初）の60.5%、再延長件数は当初の49.4%、再々延長件数は当初の29.6%となっており、この結果から、3か月で終結していない人が6割、6か月で終結していない人が5割、9か月で終結していない人が3割ほどいるとも推測できる。

なお、この住居確保給付金支給により就労につながった人（就職率）に関しては、コロナ禍では求職活動要件が緩和されたため、2018年度は81.8%、2019年度は100%であったのに対し、2020年度は10.3%、2021年度（4月～11月）は18.8%となり、再就職支援という性格が弱まっている。

図表 8 住居確保給付金の相談件数・決定件数、支給額の推移



(5) 生活福祉資金貸付

住居確保給付金と同様、利用者が大幅に増加したものとして、社会福祉協議会が実施している生活福祉資金貸付制度の緊急小口資金と総合支援資金がある（図表 9）。生活福祉資金貸付制度は、1955年に世帯更生資金貸付制度として開始し（1990年に生活福祉資金貸付制度に改称）、2002年には緊急小口資金が、2009年には総合支援資金が創設された。緊急小口資金は「緊急かつ一時的な生計維持」のため、総合支援資金は「日常生活の立て直しまでの一定期間の生活費」のための貸付制度である。住居費だけでなく生活費全般に使用することが可能になるが、給付型ではなく貸与型である。本則では「原則として法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けるとともに、実施主体及び関係機関から貸付け後の継続的な支援を

受けることに同意していることを要件」としている。

コロナ禍の「特例貸付」では、貸付申請増加、早期貸付けのためにこれらの資金手続きの簡素化・迅速化が求められたことから、自立相談支援が必須とされなくなった。つまり、社会福祉協議会窓口での面談や、後でみる家計改善支援事業による支援を受けることなく、家計の状況や返済見通しが把握されることもなく貸付が行われた。さらには労働金庫や郵便局での申請受付も可能になった。これまでの失業や所得要件は緩和され、収入の減少があれば対象となり、貸付上限も引上げられ、利用件数は急増した。

図表 9 緊急小口資金、総合支援資金の特例貸付

【緊急小口資金】(一時的な資金が必要な方[主に休業された方]) 【総合支援資金(生活支援費)】(生活の立て直しが必要な方[主に失業された方等])

	本則	特例措置		本則	特例措置
貸付対象者	緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする低所得世帯等	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯	貸付対象者	低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
貸付上限	10万円以内	学校等の休業、個人事業主等※1の特例の場合、20万円以内 その他の場合、10万円以内	貸付上限	(二人以上)月20万円×3月以内=60万円以内 (単身)月15万円×3月以内=45万円以内	同左(注2)
据置期間	2月以内	1年以内※2	据置期間	6月以内	1年以内※2
償還期限	12月以内	2年以内	償還期限	10年以内	同左
貸付利率	無利子	無利子	貸付利率	保証人あり:無利子 保証人なし:年1.5%	無利子

再貸付を可能とし、緊急小口資金と合わせて最大200万円貸付可能

※1 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき

※2 令和4年3月末以前に償還時期が到来する予定の貸付に関しては、令和4年3月末まで延長。

注1 総合支援資金(生活支援費)については、申請の際に、償還開始までに自立相談支援機関からの支援を受けることに同意することをもって、貸付を行う。

注2 特例措置においては、貸付3月目においても日常生活の維持が困難な場合、更に3月以内(60万円以内)追加で貸付を行うことができる。また、令和3年3月末までの間に、緊急小口資金及び総合支援資金の貸付が終了した世帯は、自立相談支援機関による支援を受けることを要件として、再貸付(3月以内 60万円以内)を実施する。

償還免除について：償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとし、生活に困窮された方の生活にきめ細かに配慮する。(緊急小口資金については、令和3年度又は令和4年度の住民税非課税を確認し一括免除を行う。総合支援資金の償還免除要件等については引き続き検討。住民税非課税世帯を確認する対象は、借受人及び世帯主とする。)

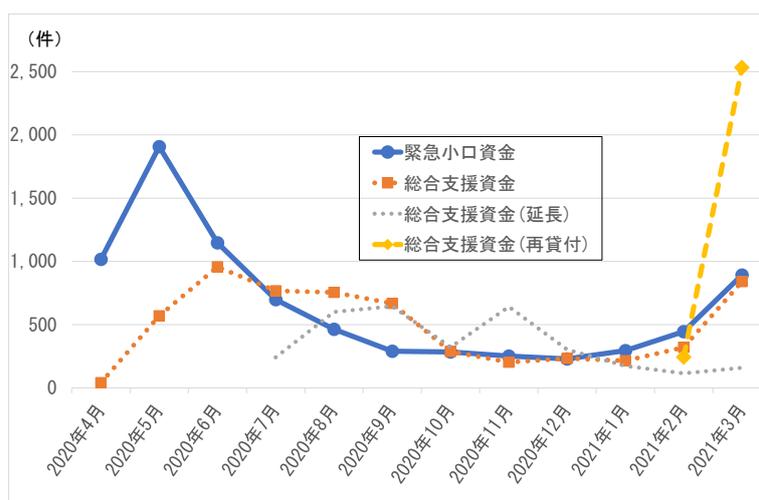
出典：厚生労働省資料

板橋区の2020年度の緊急小口資金、総合支援資金の申請件数の推移をみると²、住居確保給付金同様、緊急事態宣言期間中に件数が増加している(図表10)。2020年3月25日より受付が開始し、2019年度の緊急小口資金申請件数は76件、総合支援資金は0件であったのに対し、2020年度はそれぞれ7,918件、9,054件(うち延長は3,200件)で、緊急小口資金は前年度の104倍にもなっている。2021年2月から実施された総合支援資金再貸付には2~3月で2,776件もの申請があった。申請件数は、緊急小口資金では2020年5月が最も多く、総合支援資金ではそれよりも遅れて6月が多く、その後の3か月は大きく減少していない。

² 「令和2年度 板橋区社会福祉協議会 事業報告書」参照

(http://www.itabashishakyo.jp/uploads/fckeditor/file/03_jigyo_hokoku_R02.pdf 2022年1月31日確認)

図表 10 緊急小口資金、総合支援資金の申請件数の推移



出典：「令和2年度 板橋区社会福祉協議会 事業報告書」

コロナ禍の特例貸付では住民税非課税世帯の償還は免除され給付化されることになったが、それ以外の世帯の返済は2023年1月から開始することになっている。無利子であるとはいえ、図表9にある最大200万円の貸付を受けている人もいる。家計診断を受けずに借りた額の返済などに対する支援体制の整備が今後は求められる。

(6) 家計改善支援事業

家計改善支援事業は、生活困窮者自立支援法第3条5項で、「生活困窮者に対し、収入、支出その他家計の状況を適切に把握すること及び家計の改善の意欲を高めることを支援するとともに、生活に必要な資金の貸付けのあっせんを行う事業をいう。」とされている。「家計再生プラン」などを作成し、それに基づき、家計管理に関する支援、滞納（家賃、税金、公共料金など）の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援、債務整理に関する支援（多重債務者相談窓口との連携等）、貸付けのあっせんなどの支援が行われる。支援期間は原則1年間とされている。

家計改善支援事業の実績（実人数）を示した図表11をみると、面接・問合せ人数は2018年度から2021年度にかけて増加している。家計改善支援への需要が高まっていることがうかがえる結果となっている。

支援対象になった人の改善率をみると、新型コロナウイルス感染拡大1年目の2020年度は3.9%で低かったが、2021年度（4月～11月）はわずかであるが6.8%と高くなっている。この改善率をプラン作成者についてみるとプラン作成により改善率が高くなり、とくに2021年度（4月～11月）は76.7%で8割が改善している。ただし、支援対象者のうちプランを作成した人

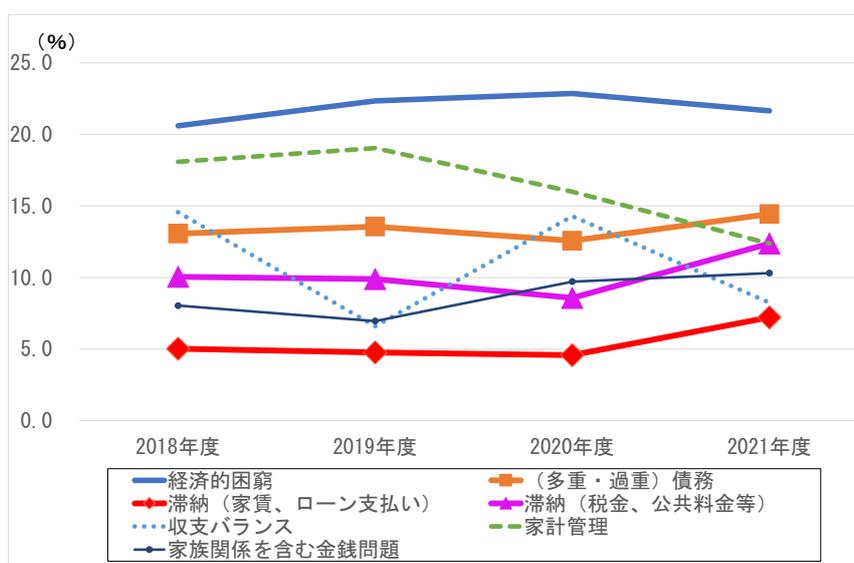
の割合をみると2019年度以降低下して2021年度（4月～11月）はわずか8.3%で1割以下となっている。

図表 11 家計改善支援事業の実績

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度 (4月～11月)
面接・問合せ人数（件）	274	297	336	360
プラン作成率（%）	14.8	17.5	11.3	8.3
改善率（%）	7.2	6.8	3.9	6.8
プラン作成者改善率（%）	59.6	39.8	34.9	76.7

「支援対象者の課題」（「経済的困難」「(多重・過重)債務」「滞納（家賃、ローン支払い）」「滞納（税金、公共料金等）」「収支バランス」「家計管理」「家族関係を含む金銭問題」）それぞれについて全体に占める割合を示した図表 12 をみると、「経済的困難」の割合が2018年度から2021年度を通して最も高い。2021年度にかけて「家計管理」「収支バランス」の占める割合が減少して「(多重・過重)債務」「滞納（税金、公共料金等）」「滞納（家賃、ローン支払い）」が増加している。新型コロナの影響によるこのような債務や滞納の問題、それに伴う家計への影響は今後さらに出てくるであろう。家計には、その世帯の経済的な課題だけでなく家計以外の生活全般にわたる課題が現れている。家計の状況を適切に把握し、家計の改善を支援する家計改善支援事業を推進することは今後さらに重要となってくるであろう。

図表 12 家計改善支援事業の「支援対象者の課題」



4 むすびにかえて

本章では、コロナ禍における板橋区の生活困窮者自立支援制度の実態をみてきた。1 回目の緊急事態宣言時（2020 年 4 月～5 月）とその後しばらくは相談件数や住居確保給付金支給・生活福祉資金貸付利用者が急増したが、2021 年 11 月時点での相談件数はコロナ前の水準に戻りつつある。新型コロナ感染拡大で、生活困窮者が抱える課題は変化し、それにあわせて生活困窮者自立支援制度とそれに関連する制度は対象条件が緩和されたり特例措置がとられたりしたが、今後もニーズにあわせて改善していく必要がある。

コロナ前も現在もニーズが高い居住に関しては、たとえばコロナ禍での住居確保給付金では不十分で、再々延長でも終結していない人がいる。板橋区では、独自に賃貸住宅更新料相当分を上乗せする施策を行っているが、生活の基盤となる居住に対して、さらに恒久的な制度づくりが必要であろう。

また、家計相談が行われることなく貸付が実施された一方で、コロナ禍では家計改善支援事業の面接・問合せ人数は増加し、債務や滞納に関する相談も増え始めている。プラン作成率は低下しているが、プラン作成による家計改善率は高くなっている。今後、特例貸付の償還が本格的に始まり、各種給付や減免措置が終了すると、家計面からだけでなく家計以外の生活全般にわたる課題も把握しながら家計改善支援をしていくことがさらに必要となってくるだろう。

最後に生活保護制度に関しては、申請件数や被保護世帯数はコロナ前よりも増加し、現在も増加傾向にある。生活困窮者自立支援制度ではなく生活保護制度で総合的に支援して自立を促すほうがよい場合は確実に生活保護につなげるなど、これらの制度の連携がますます重要になるであろう。

生活困窮者自立支援法第 2 条では、「生活困窮者に対する自立の支援は、地域における福祉、就労、教育、住宅その他の生活困窮者に対する支援に関する業務を行う関係機関及び民間団体との緊密な連携その他必要な支援体制の整備に配慮して行われなければならない。」とされている。板橋区民に有効な支援が行われるには、関係機関が連携して、経済的自立だけでなく日常生活・社会生活自立に向けた事業を積極的に行い、「板橋区基本計画 2025」の基本政策の 1 つである「安心の福祉・介護」に向けた取り組みが展開されることが今後期待される。